

## 私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)の交付が過大

3件 不当金額(支出) 1498万円  
(前年度 1件 1533万円)

### 1 補助金の概要

私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)は、私立学校の健全な発達に資することを目的として、都道府県が私立学校における教育に係る経常的経費について補助する場合に国がその一部を補助するものである。

補助金の補助対象経費は、交付要綱等によれば、都道府県が、障害のある満3歳以上の小学校就学前の子ども(障害幼児)が2人以上在籍している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園等(これらを「障害幼児認定こども園等」)を設置している学校法人等に対して、当該障害幼児の教育に必要な経常的経費に対する補助金を交付するのに要する経費とされている。また、補助金の交付額は、補助対象経費等を基に算定された補助単価に、補助の対象となる障害幼児の総数を乗ずるなどして算定することとされている。

そして、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、文部科学省が27年2月に都道府県に発出した事務連絡によれば、障害幼児認定こども園等に在籍する障害幼児のうち、市町村から保育の必要性があると認定を受けた障害幼児(保育認定障害幼児)について、従来保育所に在籍する保育認定障害幼児に対しては障害児保育事業として地方交付税等により財源が措置されていることなどを踏まえて、26年度末時点の幼稚園に在籍する幼児に相当する者(幼稚園又は26年度末時点に幼稚園であった施設に27年度以降に入園した者も含む。)に限り、補助の対象とするとされている。そして、27年度以降に新設された幼稚園と保育所が一体化した幼保連携型認定こども園又は26年度末時点に保育所であった施設に在籍する保育認定障害幼児は補助の対象とならないとされている。

### 2 検査の結果

3県は、補助対象経費の算定に当たり、補助の対象とならない27年度以降に新設された幼保連携型認定こども園等に在籍する保育認定障害幼児を含めていたり、当該保育認定障害幼児を除くと2人以上の障害幼児が在籍していることとされる補助の要件を満たしていない認定こども園に在籍する障害幼児を含めていたりしたため、補助金計1498万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認め る補助対象 経費	不当と認め る国庫補助 金	摘 要
栃木県	栃木県	私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園等特別支援教育経費)	平成27～29	13億3397万 円	6億6615万 円	1568万 円	806万 円	補助の対象とならない保育認定障害幼児を補助対象経費の算定に含めていたもの
愛知県	愛知県	同	28、29	15億1704万	7億5852万	392万	196万	同
兵庫県	兵庫県	同	27～29	6億6640万	3億3306万	1019万	495万	補助の対象とならない障害幼児を補助対象経費の算定に含めていたもの
計	3事業主体			35億1741万	17億5773万	2979万	1498万	